

「**早期**経営改善計画策定支援事業(プレ405事業)」について

1.事業概要

事業者が、外部専門家(認定支援機関)の支援を受けて**早期の簡潔**な「経営改善計画」を策定する場合、計画策定費用(専門家への支払い費用)の**3分の2(上限20万円まで)**を国が負担する事業です。

2.事業の目的

現状では条件変更等の金融支援を必要としないが、早期に自己の経営を改善しようとする中小企業・小規模事業者が、専門家の協力を得て「**早期**経営改善計画」を策定することにより、事業者の経営改善への取組を促します。

3.対象事業者

資金繰りや採算管理など基本的内容の改善の取り組みを必要とし、専門家の支援を受けて**早期**の経営改善計画策定して取引金融機関へ提出することにより、今後の自己の経営を見直す意思を有するもの。ただし、申請日の時点で既に経営改善支援センターを活用して経営改善計画を策定したことのある事業者は除かれます。

* 個人事業主の方は対象となりますが、社会福祉法人、有限責任事業組合、学校法人は制度対象外となります。

* 平成27年2月より、医療法人(常時雇用従業員300人以下に限る)が支援対象業種となりました。

4.**早期**経営改善計画の内容

本事業における**早期**経営改善計画書は、従来のセンター事業における経営改善計画書に比較して簡潔な内容であり、具体的には、①ビジネスモデル俯瞰図、②資金実績・計画表、③損益計画、④アクションプラン、⑤その他必用書類を記載し、かつ金融機関に対する金融支援の要請を含まないものとなります。

5.モニタリング

中小企業・小規模事業者及び計画策定を支援した専門家は、計画策定後1年を経過した最初の決算期に、改善の進捗状況のモニタリングを実施し、その内容を取引金融機関と共有するとともに経営改善支援センターに報告します。

早期経営改善計画の利用申請から支払決定までの流れ

1. 利用申請

中小企業・小規模事業者

認定支援機関(外部専門家等)

- 中小企業・小規模事業者は、認定支援機関たる専門家（以下、外部専門家。）と連名で「経営改善支援センター事業利用申請書（早期経営改善計画）」を、経営改善支援センターに提出するとともに、金融機関から事前相談書を入手し同センターに提出する。
- 金融機関が、認定支援機関として当該計画の策定への関与を希望する場合は、申請に連名で加わることも可能。

経営改善支援センター

- 経営改善支援センターにおいて申請書の内容を確認する。
【添付書類】・中小企業・小規模事業者の概要 ・業務別見積明細書等について確認の上、受け付ける。
- 経営改善支援センター事業において費用負担することが適切と判断した場合は、その旨を外部専門家に通知する。

2. 計画策定支援・提出

中小企業・小規模事業者

認定支援機関(外部専門家等)

- 外部専門家は、中小企業者等の早期経営改善計画を策定し、申請者はその計画を金融機関に提出します。

3. 支払申請及び支払決定

中小企業・小規模事業者

認定支援機関(外部専門家等)

- 中小企業・小規模事業者は、外部専門家等と連名で「経営改善支援センター事業費用支払申請書（早期経営改善計画）」を経営改善支援センターに提出する。**金融機関に早期経営改善計画を提出したことを確認できる書面（金融機関の受取書等（普通の業務で使用しているもので可））を添付しなければならない。**

経営改善支援センター

- 経営改善支援センターでは、早期経営改善計画及び支払申請書の内容を確認する。
【添付書類】・業務別請求明細 ・従事時間管理表 ・中小企業・小規模事業者からの支払を示す振込受付書・払込取扱票等
- 経営改善支援センターは、支払申請の結果及び支払決定額、支払予定日について、外部専門家に通知し、**早期経営改善計画策定支援に係る費用の3分の2を上限（計画策定に係る補助上限額 20万円）として支出する**

4. モニタリング

認定支援機関(外部専門家等)

- 外部専門家は、経営改善計画の記載に基づき、中小企業・小規模事業者のモニタリングを実施して、経営改善支援センターに対し、「モニタリング費用支払申請書（早期経営改善計画）」、「モニタリング報告書」を提出する。

経営改善支援センター

- 経営改善支援センターでは、モニタリング報告書及び支払申請書の内容を確認する。
【添付書類】・業務別請求明細書 ・従事時間管理表 ・中小企業・小規模事業者からの支払を示す振込受付書・払込取扱票等
- 経営改善支援センターは、支払申請の結果及び支払決定額、支払予定日について、外部専門家に通知し、**モニタリング費用の3分の2を上限（モニタリングに係る補助上限額 5万円）として支出する。**

（注意）補助上限額は計画策定費用とモニタリング費用あわせて20万円です。計画策定費用で20万円の補助を受けた場合は、モニタリング費用の補助を受けることはできません。

「早期経営改善計画策定事業」よくあるご質問（FAQ）

Q 1. 早期経営改善計画と経営改善計画の違いはなんですか？

A 1. 従来の経営改善計画は金融機関から返済条件を緩和してもらおう等の金融支援を受けることを目的として、金融調整支援を伴う本格的な経営改善計画を作成します。早期経営改善計画では、金融支援を目的とはせず、早期から自己の経営を見直すための資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図などの基本的な計画を作成し、金融機関に提出いたします。

Q 2. 早期経営改善計画書を作ると、どのようなメリットがあるのでしょうか？

A 2. 以下のようなメリットがあります。

- ① 自己の経営の見直しによる経営課題の発見や分析ができます
- ② 資金繰りの把握が容易になります
- ③ 事業の将来像について金融機関に知っていただくことができます

Q 3 【支援内容】この制度において支援の対象となる費用は どうなっているのでしょうか？

A 3. 外部専門家による早期経営改善計画策定支援に係る費用（計画の策定費用、モニタリング費用（全て消費税込み））の2/3(ただし上限20万円)の支援を受けることが可能です。

Q 4 【支援対象事業者】 支援を受けるための条件はあるのでしょうか？

A 4. (1) 対象事業者

「経営改善計画策定支援事業」と同一基準です。

(2) 経営改善計画等策定の有無

申請日現在、経営改善支援センターを活用した経営改善計画を策定・実施中または中小企業再生支援事業を活用した事業再生計画を策定・実施中の中小企業・小規模事業者の重複利用はできません。

(3) 金融機関に計画を提出したことを確認できる書類について

本事業は、補助金執行上、中小企業・小規模事業者が金融機関に早期経営改善計画書を提出したことを確認できる書類（受取書等（普段の業務で使用しているもので可））が必要です。当該計画は金融機関が計画の策定に関与するものでも、今後の融資等を約束するものでもありません。

Q 5 【支援対象事業者】 無借金経営の会社でも利用できますか？

A 5. 決済口座を持つ金融機関などからの事前相談書があれば利用できます。

Q 6 【金融機関としての利用メリット】 金融機関としてこの制度の利用のメリットはなんですか？

A 6. 例えば、資金実績・計画表や損益計画を未策定の事業者に対し、外部専門家が早期経営改善計画策定支援を実施することで、事業者は計画を作成できるようになり、当該事業者の経営状況を把握しやすくなります。

Q 7 【事前相談書の内容】 金融機関が作成する事前相談書はどのような内容のものですか。

A 7. 申請者が本事業を利用し、早期経営改善計画を策定することの相談を受けたことを示す内容であり、補助金の執行上必要とされています。

Q 8 【金融機関が作成する受取書の内容】 金融機関が作成する受取書はどのような内容のものですか。

A 8. 金融機関が中小企業・小規模事業者から計画の提出を受けたことを示す内容であり、補助金の執行上に必要とされています。

Q 9 【経営改善計画策定支援事業や中小企業再生支援協議会に引き継いだ場合の費用の取扱について】 経営改善計画策定支援事業や中小企業再生支援協議会が案件を引き継いで計画策定支援をすることになった場合でも、本制度の支払対象となりますでしょうか。

A 9. 対象となります。

早期経営改善計画を策定し、金融機関へ提出されていれば、経営改善計画策定支援事業や中小企業再生支援協

議会に引き継いでも支払対象となります。モニタリングが終了している場合も同様です。なお、本事業をベースに、経営改善計画等を策定する場合についても、本事業で支払われた金額を控除する必要はありません。

Q 1 0 【本制度の申請期限】 この制度の申請期限はあるのでしょうか？

A 1 0. 個別案件の利用申請については、申請が受理された日から1年で失効となります。